社協だより

平成25年 6月

野頭ふきのとうの会(サロン)

(子どもから高齢者までみんなで活動しています。)

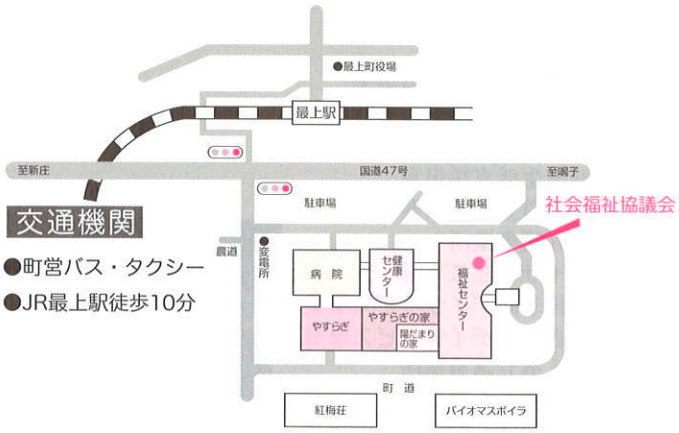

目次

平成25年度 一般会計収支予算・事業計画…… 2P
社会福祉協議会会費協力のお願い…… 3P
おたすけマップ・寄附お礼…… 3P
地域福祉活動計画…… 4P
健康福祉推進員活動…… 4P
居宅介護支援事業所より…… 5P
デイサービスセンターからのお知らせ…… 5P
ふれあい相談所・高齢者総合福祉センターから 6P

発行／最上町社会福祉協議会(高齢者総合福祉センター・健康クラブ・居宅介護支援事業所・訪問介護事業所・訪問入浴介護事業所・通所介護事業所)
TEL 0233(43)3180／FAX 0233(43)3119 ホームページ http://www.mogami-shakyo.net/ E-Mail:mogamisw@poem.ocn.ne.jp

平成25年度　一般会計収支予算・事業計画

社協全体予算
（単位：円）

経常収入
185,679,000円

会費収入	4,175,000円
寄付金収入	180,000円
補助金収入	19,978,000円
受託金収入	37,726,000円
事業収入	1,274,000円
共同募金配分金収入	2,872,000円
負担金収入	3,326,000円
介護保険収入	94,642,000円
自立支援費収入	561,000円
利用料収入	14,945,000円
雑収入	436,000円
利息配当金収入	4,000円
積立金取崩収入	5,560,000円

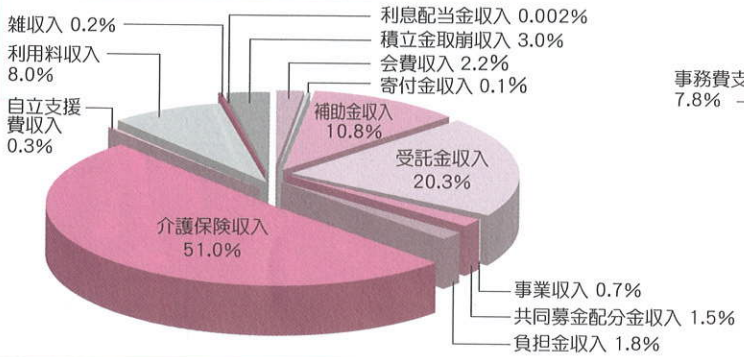

経常支出
185,679,000円

人件費支出	123,746,000円
事務費支出	14,555,000円
事業費支出	43,806,000円
共同募金配分金	2,872,000円
助成金支出	452,000円
負担金支出	218,000円
予備費	30,000円

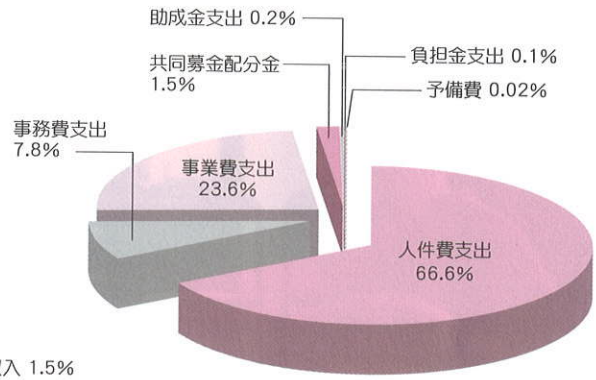

【法人運営事業】

1．法人組織の運営と管理
- 理事会、評議員会の開催（５月、９月、３月）
- 監事会の開催（５月）
- 三役会議の開催（５月、９月、３月）
- 経営検討会議の開催

2．地域福祉活動の推進
- ふれあいの場の推進活動（サロン活動）
- 災害時要援護者支援活動
- ボランティア活動事業の推進
- 地域福祉長期ビジョンの推進

3．障がい者の活動支援事業

4．関係機関及び各種団体との連携
- 区長連絡協議会
- 民生児童委員協議会
- 社会福祉施設
- 管内市町村社会福祉協議会との事業連携

5．生活福祉資金貸付事業と償還対策の推進
- 総合支援資金
- 福祉資金
- 教育支援資金
- 不動産担保型生活資金

6．ふれあい金庫貸付事業

7．福祉サービス利用援助事業と権利擁護事業の推進
- 基幹的社協（新庄）と連携し福祉サービス利用援助事業を推進
- 地域包括支援センターの権利擁護業務との連携を推進

8．総合相談事業の充実強化
- 総合相談所を開催（６月、９月、１２月）
- 毎月第１月曜日、交代制による相談所を開催

9．赤十字運動の推進
- 災害救護活動体制
- 救急法等の講習

10．介護認定審査会業務の事業連携

11．災害発生時の募金活動及び救援活動

12．健康クラブ事業の推進

13．スノーバスターズ事業の推進

14．敬老会事業の実施

15．戦没者追悼式事業の実施

16．共同募金配分金事業

17．歳末たすけあい運動の推進

18．高齢者総合福祉センターの運営と管理

19．高齢者生活福祉センター「陽だまりの家」の管理と運営

【介護サービス事業】

1．居宅介護支援事業所
- ケアプラン作成
- 介護認定調査

2．訪問介護事業所
- 訪問介護事業
- 介護予防訪問介護事業
- 障がい者自立支援事業
- 生活管理指導員派遣事業
- 軽度生活支援事業
- 食の自立支援事業

3．通所介護事業所
- デイサービス事業
- 介護予防デイサービス事業
- いきいきデイサービス事業

4．訪問入浴介護事業所
- 訪問入浴介護事業
- 介護予防訪問入浴介護事業

◇社会福祉協議会会費にご協力ください

町社会福祉協議会では、町民のみなさまや事業所などに会員加入のお願いをしています。会員加入とは、地域福祉推進に取り組む社会福祉協議会の運営やサービスの参加・協力を、財政面でお願いするものです。

みなさまから寄せられた会費は、社会福祉協議会が実施する地域福祉事業の人件費を除いた事業経費の財源として活用しています。地域福祉事業や福祉サービス事業など「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を進めるための大切な財源となっています。

また、社会福祉協議会会員になることによって、一人ひとりが「地域福祉」を自らの活動として受け止め、地域福祉活動に間接的に参加していただいているという意味も持っています。いわば、社会福祉協議会のサポーターとして、ともに「地域福祉」に取り組んでいく仲間であるとも言えます。

社会福祉協議会の活動をご理解いただき、ひとりでも多くの町民のみなさまのご協力をお願い致します。

集落で要援護者支援マップ（通称おたすけマップ）を作成してみませんか？

町社会福祉協議会では災害時要援護者支援事業を展開しております。

平成25年４月10日現在で申請のあった要援護者に対し、240件の安心カードを配布しました。

今回、次のステージとしてその申請データの情報を、避難訓練や災害時に集落で活用できないかと考えました。申請者はもちろん、申請に至らなかった方々も含め、集落全体の避難誘導をスムーズにするための避難支援マップ（通称　おたすけマップ）を集落で作成してはいかがでしょうか。おたすけマップ作成にあたっては、集落のみなさんと一緒に考えたいと思っています。

作成を考えている集落の方は、町社会福祉協議会までぜひ、ご一報ください。

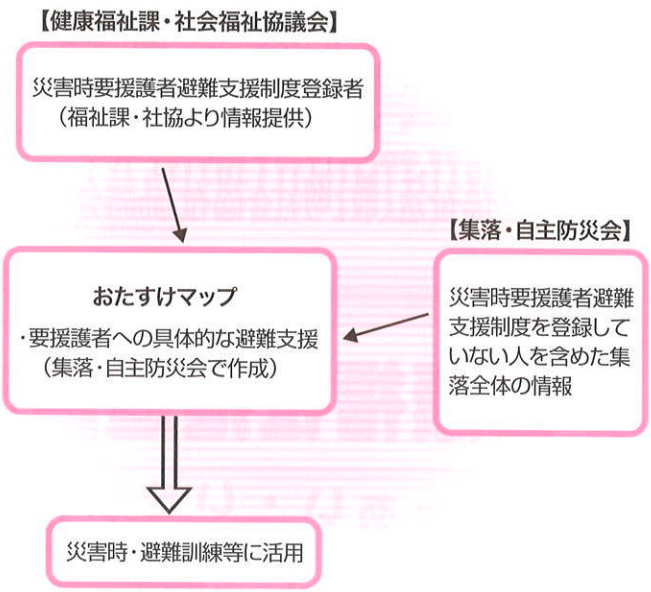

車いすの寄贈、ありがとうございました。

金子髙男様（向町３区）から、高齢者の方に使ってほしいと、車いすの寄贈がありました。高齢者生活福祉センター（陽だまりの家）にて使用させていただいております。
どうもありがとうございました。

タオルのご寄附、ありがとうございました。

もがみ南部商工会女性部御一同様から、ヘルパーやデイサービスのご利用者に使ってほしいと、タオルの寄附がありました。からだの清拭（タオルで拭いてきれいにすること）等に、適当な大きさに切って使用させていただいております。

ご家庭で不要になったタオル等があれば、ご寄附くださいますようお願い致します。

最上町地域福祉活動計画を策定しました

地域の小さな支え合いやふれあい活動への支援や、そのシステムの構築を町民のみなさんと共に進めていくための計画として『最上町地域福祉活動計画』を策定しました。

ともに支え合える関係の築かれたまちであるために『地域の絆をよりつよめ　誰もが安心に暮らせる　ぬくもりに満ちたまち』を基本理念とし、共生・自立を支える心豊かな地域社会を目指します。

※イラスト作成　細矢勝春氏（十日町）

健康福祉推進員活動

ふれあい・いきいきサロン

萱場すみれサロン

最上駐在所の小関所長さんと阿部駐在所員さんから、交通安全や詐欺問題に関する講話をいただきました。

講話の後には、小関所長さんよりフルートのサプライズ演奏があり、アンコールがでるほど盛況な会となりました。

瀬見みんなで茶論（サロン）

自分の生まれ育ったふるさとを見つめ直そうと、普段は見過ごしている瀬見地域に残る名所や旧跡を巡るお散歩サロンを実施しました。（写真は奥山菓子店での焼印体験のようす）

亀割観音（お参り）→温泉橋→佐藤酒造（試飲）→奥山菓子店→薬研の湯→ふかし湯→湯前神社（お参り）→義経大橋→義経公園（小休憩：みんなで唱歌）→公民館（昼食）

居宅介護支援事業所です

相談からサービス利用まで

①ご相談・お問い合わせ

◇介護が必要と思ったら、まずはお気軽にご相談ください。
◇ご本人・ご家族の状況を介護支援専門員（ケアマネージャー）が聞き取りし、適切なプランを考案します。
◇介護保険の申請手続きから代行いたします。

②ケアプラン（介護サービス計画）作成

◇ご本人、ご家族の希望を聴きながら、生活状況に適したサービスを組み合わせたケアプランを作成します。
◇ケアプラン作成にかかる費用は、利用者の負担はありません。全額、介護保険から支払われます。

③サービス事業者との連携・調整

◇サービス事業者との連絡調整や、介護保険施設の紹介等を行い、作成したプランをもとに、介護サービスをご利用いただけるようにします。

④介護サービスの利用

◇介護サービスには様々な種類があります。自分の希望するサービスを組み合わせて利用できます。
◇通所介護（デイサービス）、訪問介護（ホームヘルプサービス）、訪問入浴介護、ショートステイ、福祉用具レンタルなどがあります。

デイサービスセンターでのみなさんの生活の様子を紹介します。

昨年末に、ボランティアの方々に来ていただき「しめ縄飾り」作りを行いました。

素敵ですね～

職員も挑戦中！

皆さん、手が止まりません。

春を迎え、みんなで花植えを行いました。

マリーゴールドと

朝顔です。

お知らせ

もうすぐ七夕です。ただ今利用者のみなさんで、七夕飾り作りの真っ最中です。高齢者総合福祉センター入口と最上病院内喫茶ホールに飾りますので、みなさん見てくださいね。

心配ごとご相談ください！

ふれあい相談所を毎月第１月曜日に高齢者総合福祉センターにて開設しております。
（1月は第3月曜日となっております。）
※9月（弁護士相談）、12月については総合相談として中央公民館で開設を予定しております。

相談員（ふれあい相談員、人権擁護委員、行政相談員）がご相談に応じます。
どなたでもお気軽にご相談ください。相談は無料です。
また、常設相談として土日祝日を除く月曜日～金曜日（午前８時３０分～午後５時まで）
社協職員が相談に応じます。

今後の日程

★ふれあい相談所	： 7月 1日（月）	13:30～16:00	高齢者総合福祉センター
〃	： 8月 5日（月）	〃	
★ふれあい総合相談所	： 9月 6日（金）	10:00～15:00	中央公民館（弁護士相談）
★ふれあい相談所	：10月 7日（月）	13:30～16:00	高齢者総合福祉センター
〃	：11月11日（月）	〃	
★ふれあい総合相談所	：12月 6日（金）	10:00～15:00	中央公民館
★ふれあい相談所	： 1月20日（月）	13:30～16:00	高齢者総合福祉センター

夜間の大広間を利用してみませんか？

高齢者総合福祉センターでは、夜間の大広間を団体様等に利用していただければと思っています。17：00 ～ 21：00までサロンや舞踊、コーラスの練習等にぜひ、ご活用ください。
料金は１人300円（入浴セットは500円）です。
また、日中の時間帯の大広間「ステージボランティア」を募集しています。歌や手品、舞踊なんでも結構です。

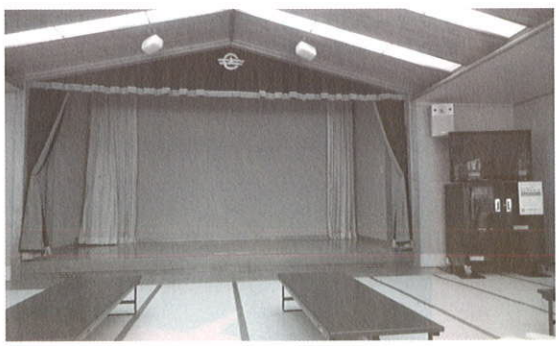

障がい者居場所づくり

障がい者ご本人や家族の方を対象としたサロンを企画中です。
日程等が決まりましたら案内を回覧しますので、ぜひご参加ください。なお、スポーツレクリエーションは毎月第３水曜日10:00～高齢者総合福祉センターフィットネスルームで開催しています。

災害火災たすけあい見舞金運動

平成25年１月26日（ 細の原　火災 ）

- 協力世帯　2,472世帯　1企業
- 実 績 額　751,600円

ご協力ありがとうございました。